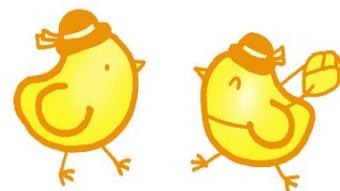


# 保育料等の軽減等について



## ● 0～2歳児（2，3号認定子ども）

### (1) 多子軽減利用

#### ① 同時入所による軽減

同一世帯において、就学前の兄弟が次の保育料軽減対象施設を利用している場合には、就学前の子どものうち年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。利用施設によっては、所定の様式による申出と施設利用が分かる証明が必要になります。

#### ▽ 保育料軽減対象施設

##### 【多子軽減の際、申請が不要な施設】

認定こども園、公立幼稚園、私立幼稚園（施設型給付対象園）、保育所、小規模保育園、事業所内保育園

##### 【多子軽減の際、申請が必要な施設】

私立幼稚園（私学助成対象園）、企業主導型保育事業実施施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

※ 満3歳児保育については、1日時点で満3歳になる月から、軽減の対象となります。

※ 年度ごとに、「保育料軽減申出書」による申出が必要です。

※ 申出にあたっては、「保育料軽減対象施設等（利用）証明書」の添付が必要です。

#### ② 所得状況に応じた軽減

世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合は、子どもの年齢にかかわらず養育している子どものうち年齢が高い順に2人目半額、3人目以降無料となります。

#### ③ 年齢による軽減

施設を利用している3歳未満児が世帯で養育している子どものうち第3子以降である場合半額となります。（上記②の対象児童を除く。）兄弟が保育料軽減対象施設を利用している場合は、①の軽減後さらに半額となります。

### (2) ひとり親世帯等の軽減

市民税所得割額77,101円未満の場合は、子どもの年齢にかかわらず養育している子どものうち年齢が高い順に1人目は半額（C1～C4階層の場合は、1,000円軽減後に半額）、2人目以降は無料となります。

また、上記の軽減後の額には上限があり、上限額は3歳未満児9,000円です。

※ひとり親世帯等とは以下に該当する世帯です。

#### ① 母子又は父子世帯

保護者が児童扶養手当又はひとり親医療の資格を有している世帯

#### ② 同一世帯に次に掲げる者が同居している世帯

- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者

### (3) 寡婦（寡夫）控除みなし適用

未婚のひとり親については、申請により税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなし、保育料の算定を行います。

対象は、所得を計算する対象となる年の12月31日現在および申請日時点において、母または父がこれまで一度も婚姻したことがないひとり親で、他の人の税法上の扶養でない生計を同じくする20歳未満の子どもがいる方です。父の場合、さらに合計所得金額が500万円以下である必要があります。

※生活保護受給者、住民税非課税の方は対象外です。

※寡婦（寡夫）控除みなし適用を実施しても、保育料が減額とならない場合があります。

※年度ごとに、「倉敷市保育料寡婦（夫）控除みなし適用申請書」による申請が必要です。

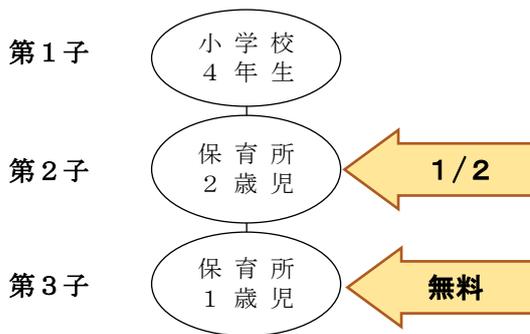
### (4) 生活困窮による軽減

生計中心者の失業（自己都合の場合を除く）、疾病等による収入の著しい減少又は災害等による甚だしい被害のために保育料の納付が困難となったときは、保育料の減免制度が適用される場合がありますので、市役所担当窓口にご相談ください。

#### 具体例

##### 【(1)-②】

※市民税所得割額57,000円の世帯の場合



##### 【(1)-③】

※市民税所得割額150,000円の世帯の場合

